

大杉谷国有林からの手紙

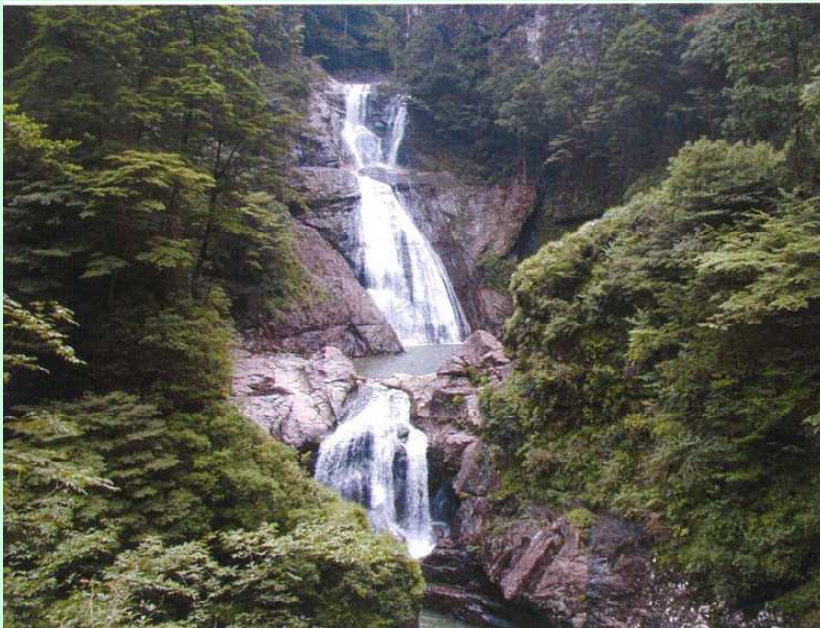
2通目 ～大切な自然を未来へ～

現在、大杉谷は、入林を春まで規制しており、大台ヶ原周辺も、登山道も、人の気配がなくなり、寒風が吹きわたる厳しい環境の中、雪をまといながら、動物や植物たちが、息吹きの時を待つ静かな空間となっています。

私達は、その圧倒的な自然を感じさせる大切な場所に「大杉谷森林生態系保護地域」を設けて、貴重な地域として保全管理を行っています。

今回は、この取組についてすこし紹介させていただきます。

林野庁では、自然公園法の前身である国立公園法（昭和6年）や文化財保護法の前身である史跡名勝天然記念物法（大正8年）の制定に先駆け、国有林野独自の制度として大正4年に保護林制度を発足させて以来、時代の要請に合わせながら保護林の適切な保護・管理に努めてきました。



その保護林の中でも特に大切な場所を「森林生態系保護地域」として指定し、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目指しています。

平成26年4月現在、全国の国有林において、西表島や屋久島、白神山地、大雪山など我が国を代表する30箇所、総面積約655,000haの森林が指定されています。

もちろん、大杉谷も日本を代表する森林のひとつとして、国有林全体の約1/3にあたる1,391haの地域を大杉谷森林生態系保護地域に、平成3年4月に指定しています。

森林生態系保護地域は、保存地区（コア部分：509ha：原則として人の手を加えずに自然の推移にゆだねる地域）と保全利用地区（バッファー部分：882ha：コアへの外部攪乱が及ばぬようにする緩衝帯）に区分されており、同地域では、木材生産を目的とした森林の取り扱いではなく、学術研究やモニタリングなど、公益上のために必要な取り扱いをしていくこととしています。

かけがえのない豊かな自然を未来へつなげていく・・・これも私たちの仕事であると考えています。

【大杉谷森林生態系保護地域に生息・生育する動植物】

◎植物：トウヒ、ウラジロモミ、ツガ、ブナ、ミズナラ、ヒメシャラ、オオイタヤメイゲツ、リョウブ、シロヤシオ、ホンシャクナゲ、ミヤコザサ、ミヤマシキミなど



◎動物：ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ヒガラ、ウグイス、ミゾサザイ、オオダイガハラサンショウウオ、ナガレヒキガエル、マムシ、ヤマカガシなど



（発行：三重森林管理署 尾鷲森林事務所 地域統括森林官）